

第4章 検 査

第1 概 説

1 検査の意義及び検査の対象

委員会は、証取法、外証法及び金先法により大蔵大臣から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、大蔵大臣の証券会社等に対する必要な措置及び施策に資するものである。

なお、委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の子会社等	（証取法 第56条）
証券業務の認可を受けた金融機関	（証取法 第66条）
証券業協会	（証取法 第79条の15）
証券取引所	（証取法 第154条の2）
外国証券会社国内支店及び特定金融機関等	（外証法 第21条の2）
金融先物取引所及びその会員	（金先法 第52条の2）
金融先物取引業者	（金先法 第77条の2）
金融先物取引業協会	（金先法 第90条の2）

（注）（ ）内の法律条項は、大蔵大臣から委員会への検査委任規定である。

2 検査の範囲

検査の範囲は、政令（証取法施行令第16条、第17条の5、第18条

の2、第19条の2、外証法施行令第14条、金先法施行令第3条、第4条、第7条、第10条)において定められており、例えば、証券会社については、証券会社、役員又は使用人の禁止行為(取引一任勘定取引の契約の締結、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等)、損失保証・補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている(125頁参照)。

第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

委員会は、検査事務年度毎に、委員会自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、当該検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等のうち当該検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成8検査事務年度(以下「本事務年度」という)については、平成8年7月4日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成8検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

1 検査基本方針

証券会社を取り巻く環境は、為替相場の安定や景気回復への期待感の高まりなどから株式市場が堅調に推移するなどしてきているが、一方、証券会社間の業績格差が拡大傾向にあるなど厳しい状況

も認められる。また、証券市場における累次の規制緩和の実施により、証券会社としては様々な営業が展開できるとともに、市場仲介者としての役割、責任もこれまで以上に重いものとなってきた。

平成7検査事務年度（平成7年7月～平成8年6月）の検査結果をみると、内部管理の充実・強化に努めるなかで前回検査の問題点については概ね改善が図られてきているが、一部にルールに対する認識不足や誤解等から証券会社又はその役職員個人による法令違反行為等が認められている。また、転換社債、外国債等の営業における顧客の属性等を軽視したとみられる投資勧誘やその他の不適切な取引とともに、管理システムの活用や法令遵守意識が十分でない等の内部管理上の問題点が、一部の証券会社に認められている。

このような状況を踏まえ、平成8検査事務年度（平成8年7月～平成9年6月）における証券会社等検査の実施に当たっては、次の諸点を検査の重点事項とするとともに、引き続き前回検査における問題点の改善状況の点検に努めることとし、官房金融検査部等と連携しつつ、検査の厳正かつ的確な実施を図ることとする。

なお、深度ある検査を実施するため、検査体制の整備・強化及び検査手法の向上に努めることとする。

(1) 証券会社等検査の重点事項

- ① 証券取引の公正確保の観点から、各種市場ルールの遵守状況を多角的に点検する。
- ② 証券会社等の健全な経営姿勢を維持する観点から、投資勧誘の実情等営業姿勢を十分に点検する。
- ③ 証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社等における内部管理体制の仕組み・機能発揮の状況を十分に点検する。

(2) 金融先物取引業者等検査の重点事項

金融先物取引業者等の取引の公正確保の観点から、市場ルール

の遵守状況を点検するとともに、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握に努める。

2 検査基本計画

(1) 証券会社等検査

- ・国内証券会社 82社
- ・外国証券会社 1社

(注1) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を23支店実施することとする。

(注2) 具体的な検査対象会社は、前回検査からの経過期間や前回検査の結果等を総合的に勘案して選定するとともに、引き続き機動的な検査の実施にも配慮することとする。

(注3) 金融機関の証券子会社については、営業開始からの経過期間等を勘案してファイアー・ウォール等の検査を実施する。

(注4) 検査の実施に当たっては、原則として、官房金融検査部等と同時検査を行う。

(注5) 上記検査対象会社数は現時点での予定であり、今後諸要因により変動する場合がある。

- ・証券業務の認可を受けた金融機関 原則として、金融検査と同時期に実施する。

(2) 金融先物取引業者等検査

- ・金融先物取引業者 原則として、証券検査の際併せて実施する。

第 3 検査実績

1 検査の実施状況

本事務年度における委員会及び財務局等の検査の実施状況は、以

下のとおりである。

(1) 証券会社等検査

委員会及び財務局等が、本事務年度において検査に着手した件数は、証券会社83社、証券業務の認可を受けた金融機関7機関である。

これらの内訳は、委員会が検査に着手したものが国内証券会社12社、外国証券会社3社4支店であり、財務局等が検査に着手したものが国内証券会社68社、証券業務の認可を受けた金融機関7機関である。

本事務年度において着手したもののうち、国内証券会社52社、外国証券会社1社2支店及び証券業務の認可を受けた金融機関6機関について、本事務年度中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している(第1表参照)。なお、前事務年度(平成7検査事務年度)において着手し、前事務年度末(平成8年6月30日)までに検査が終了していなかった国内証券会社24社、外国証券会社2社4支店及び証券業務の認可を受けた金融機関1機関については、本事務年度中に全て検査が終了している。

本事務年度中に検査が終了したもの(前事務年度着手分を含む)のうち、証券会社の役員又は使用人に重大な法令違反が認められた12人については、大蔵大臣に対し勧告を行い、これを受けて外務員の職務停止等の処分が実施されている(12頁参照)。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局にも連絡され行政担当部局から被検査会社に対して改善指示が行われている。

(2) 金融先物取引業者等検査

本事務年度においては、証券検査の際に、併せて実施している。

第1表 検査実施状況

区 分	検 査 計 画	検 査 着 手	検 査 終 了
1 証券会社		83社	53社
国内証券会社	82社	80社	52社
委 員 会	} 82社	12社	9社
財 務 局 等		68社	43社
外国証券会社	1社	3社	1社
2 証券業務の認可を受けた金融機関		7機関	6機関
委 員 会		—	—
財 務 局 等		7機関	6機関

(注1) 外国証券会社は、全て委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、本省監理証券会社に対して財務局等が単独で支店の検査を実施したものが26支店（うち、検査を終了したものは19支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、本事務年度末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

(注4) 証券業務の認可を受けた金融機関の検査については、検査基本計画において、原則として、金融検査の際併せて実施することとしている。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社109人・日、外国証券会社81人・日、証券業務の認可を受けた金融機関12人・日となっている（第2表参照）。

第2表 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区 分	1 検査対象当たりの延べ検査投入人員
国内証券会社	109
外国証券会社	81
証券業務の認可を受けた金融機関	12